

支援施策の概要

県や市町村では、被災者が一日も早く元通りの生活ができるよう、様々な分野にわたる支援 施策を実施し、新聞やホームページ等の各メディアで広報を行うとともに、避難所や県・市町村 の相談窓口等において各種の相談を受け付ける等、積極的な周知活動を行った。

これらの一環として、支援施策の内容や問い合わせ先をとりまとめたパンフレット「鳥取県西 部地震で被災された方々へ~県の緊急支援対策~」を2万部作成し、支援施策を有効に活用し てもらうための周知に努めた。

> ※ その他各部局等が実施した支援策や活用できる事業などについては、 「平成12年鳥取県西部地震の記録」(平成13年10月発行)を参照

パンフレット「鳥取県西部地震で被災された方々へ~県の緊急支援対策~」から転載





さらに詳しい内容や不明な点は、裏面に記載の各市町村担当窓口あるいは連絡先欄に記載の県庁各関係課等に直接お尋ねください。

1 住宅の建替えや補修>

空間	措施、住宅の補格・液 住宅課 石垣・諸壁の補格を行 0857-26-7408 交付します。 別ります。 1/2 1/2 1/3 名地 か実情に応じて各市町村 なください。	5融資を受けられた方 住宅課 上限2.1%までの利子 0857-26-7399	を受けられた方に対し 住宅課 とともに、軽質が行わ 0857-26-7399	た場合に、県と市町村 (全年票 0857-26-7411	された方が入居された 0857-26-7411 ます。
	被害を受けた住宅の新築・職入・改築・構築、住宅の補俸・液 状化規象等が生した住宅の敷地の繁地等、石垣・諸壁の補俸を行 われる方に対して、県と市町村で補助金を交付します。 ・住宅新築等(補助対象程度額)300万円/戸 (補助率)第2/3 ※居住していた市町村内に建設する場合に限ります。 ・住宅補修等(補助対象程度額)150万円/戸 (補助率)50万円以下部分:県1/2 50万円国部分:県1/3 ・石垣補修 (補助対象程度額)150万円/宅地 (補助率) 県1/3 ・石垣補修 (補助対象程度額)150万円/宅地 (補助率) 県1/3 ・石垣補修 (補助対象程度額)150万円/宅地 (補助率) 県1/3	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受けられた方 に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子 補給を行い、負担の軽減を図ります。	上記2に掲げた住宅金融公庫等の融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せの融資を行うとともに、融資が行われた日から年間は無利子とします。 (総貨事度額) 建独 400万円 (20年償還・損置なし) 補修 200万円 (10年償還・損置なし)	被災された方が民職属資住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一郎を補助します。 (補助を構動) ます。	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が、入属された場合に、 親と市町村で家園の一部を建助します。 (諸松野町館) 3万円/日・日盤
Start on the	の交付の交付を受ける。	災害復興住宅資 金(住宅金融公庫 等)の利子補給	災害復興住宅建 設質金(県の上乗 せ融質)の設付及 び利子補給	民間賃貸住宅への家賃補助	民間借上げ空き家への家賃補助

る事ねくだ	- W	100 年 100	福斯特
理 格 先 毛腳 857-26-7408	6 災階援職所 政内 政内	住国の全域又は半境などの被災者の方に対して、次のとおり災害援護資金をお貸しします。 (対象事業) 住宅の改築、補修等 (貸付限度額) 住居が全域された方 350万円 住居が生域された方 250万円 を取がい3以上の編を負われた方 150万円 世帯主が1ヶ月以上の痛を負われた方 150万円 は第210円 (衛連期職) 10年以内(編題期職を含む)は無利子 (新連期職) 10年以内(編題期間を含む)は無利子	福祉保健課 0857-26-7158
#E## 857-26-7399	7 生活福祉資金の 中の災害援護資金・住宅資金の資 付		福祉保健課 0857-26-7158 原取票 社会癌社協議会 0857-21-2272
857-26-7399 857-26-7399 :E#	8 中央 (本)	被災された母子家庭の母、寡婦あるいは40億以上の配偶者のない女性(配偶者と親別等した方)が、住宅の改廃、補修あるいは 新国等を行われる場合に、必要な資金をお貸しします。 (資金区分と限度額) 住宅の改築、補修等住宅資金 200万円 転配費等転宅資金 20万円 (利 率)6年間(銀票期配を含む)は無利子 ※寡婦及び40億以上の配偶者のない女性には所得制限があります。	子育で支援課 0857-26-7150 西部健康指注 センター 0859-31-9311 中部健康指注 センター 0858-23-3126
毛旗 857-26-7411	9 養館住祀の喉道	被災された方が保営住宅に入居された場合に、1年間(平成13年9月まで)家賃を全額免除します。 この場合、県営住宅の入町資格(所得要件等)に関係なく入居 でき、数金は免除期間中の遊収を猶予します。 ※ ケだし、豊勢は完成期間中の遊収を猶予します。	住宅課 0857-26-7411

く3 授業料などの負担の軽減>

<2 生活再建と心のケア対策>

被災害生活再建支援金支援金	被災地の高齢者 等の生活支援	生活福祉資金の 特例資付 (小口資付)	母子寡婦指社資金の資付金の資付	「震災・心の健康・ホットライン」	医師・保健等に よる健康指談	子どもの心の相談部口の設置	
住宅が全境した世帯または半線で住宅が解体となった世帯に 対して、生活必需品等の購入のための経費として支援金を支給し ます。 (支給限度額) 37.5~100万円 ※世帯収入、世帯主の年齢等により支給額が異なります。	被災されたひとり暮らし漁締者、障害者、母子家庭の田等で、 自宅の溝海、小修繕等が国難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援する場合に、その一部を飛襲協成します。 (別成期) 1世帯あたり10万円 (特認20万円) ボランティアを活用して実施した場合 1世帯あたり5万円 (特認10万円)	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の 生活費を必要とされる世帯に資金をお買しします。 (貸付限度額)10万円(1世帯1回限リ) (利 率)無利子 ※所得制限はありません。	模災された母子家庭の母(母子家庭となって5年未満の方)に生活資金として、次の資金をお貸しします。 (資金区分及び限度額) - 生活資金 月離10.3万円(2年間に限ります。) (利率)6年間(認置期間含む)無利子	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対して、メンタルケア相談を実施しています。 実施期間 11月10日~平成13年3月31日 相談時間 午前8時30分~午後5時まで 電話番号 0859-31-2220 (米子保健所) 0859-72-2220 (米子保健所)	要請のあった市町村で、医師、保健婦による健康相談を実施し ています。	地震により心のケアを必要とする児童に対して、児童相談所の 専用電話で心理判定員等が、相談に応じています。 専用電話 0859-33-1471	また、災害に起因すると考えられる児童・生徒の心身の妄講に ついて、雌床心理士などの専門家が電話・節間により相談を行っ ています。
防災危機管理室 0857-26-7584	長寿社会課0857-26-7860	福社保健課 0857-26-7158 局取票 社会福祉協議会 0857-21-2272	子育で支援課 0857-26-7150 西部健康福祉 センター 0859-31-9311 中部健康福祉 センター 0858-23-3126	健康対策課 0857-26-7769	健康対策課 0857-26-7769	子育て支援課 0857-26-7149	小中学校課 0857-26-7512 体育保健課 0857-26-7528

11	無税の減免	県長について次のような減免措置等が場じられます。 ・不動量取得税の減免 ・不動量取得税の減免 ・個人事業税の減免 ・個人事業税の減免 ・事業税の減免 ・事業税の減免 ・事業税の進免 ・申告等の直積の担出制限延長 災害がやんだ日から2ヶ月以内の期限延長 ・確収金の徴収猶予 ・建等の債害を受けた方の徴収猶予	0857-26-7053
8	県立学校及び乱 立高等学校の授 案料の減免	接災により資産が適しく損なわれ、かつ、所得が一定の基準以 内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。 全職、半億の被害:全額免除 上記以外の被害:半額免除 (対象となる学校) 私立高等学校接話邸総務課 県立保育専門学院子育で支援課 県立信利衛生専門学校子育で支援課 県立衛等学校子育で支援課 県立衛海学校子育で支援課	総務部総務課 0857-26-7022 子育乙支援課 0857-26-7150 医務薬事課 0857-26-7189 高等学校課 0857-26-7698 名高等学校
6	京	類学金の貸与を受けた方が、被災により選挙金などを返還することが着しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。 (対象資金) 日本商英会奨学金日本商英会 鳥取県等英母学会。 日本商英会 鳥取県等英母学会 同和対策課 鳥取県選挙項島資金 「同和対策課 身取選挙項出資金 「「日本商英会	日本商英会 0857-26-8328 卷等字校課 0857-26-7516 同和放育課 0857-26-7534 福社保健課 0857-26-7141 88落業毒體
20	日本育英会奨学 金の緊急採用	業家の様災などにより家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる大学生などについて受付けます。	日本耐英会 0857-26-8328 在学している各学校
21	専修学校等奨学 資金等の年度中 適申請の受付	災害等に難づく経済的理由により年度の中途において修学が 国難となったとき、年度中途における選学金の資与の申請を受け 付けます。 (対象資金) 馬取用等修学校等奨学資金同和対策課 馬取用集学長務資金同和対策課	同和均類課 0857-26-7073 同和數商課 0857-26-7534
22	高等学校定時制 及び通信制課程 における教科書 学習書の支給	り災により経済的に就学が困難な方に対して、教科書等を支給 します。 (1年以内にリ災により住居に半境以上の被害を受け、その際、 教科書等を紛失した場合)	高等学校課 0857-26-7516 各高等学校

 23 震災対策商工業復興 のための支援対策	平成12年縣取順西 部地震対策特別資金 の貸付	利子補助金年	信用保証料經滅補助金	24 扇収県西部地震 に係る県南工制 を 展聴質の信道器 を 予	25 中小企業経営課金化資金の資付 しまた資金の資付	26 中小企業設備資	27 小口無担保保証 離實	28 阿和地区中小企業特別融資
	被菌を受けた企業を支援するための特別資金をお貸しします。 (貸付限度額) (貸付股股額) 適配資金 5,000万円以内(特認5千万円) (係 道 縣 額) 10年(銀置2年) (末 護 利 率) 保証何0.54% 地初6年間は無利子 (個用保証料) 0.4% 当初6年間は利力	被災された企業が階資を受けた場合、 年間、未維利率を0%とします。	融資の実行の日から6年間、	被災を受けた中小企業が平成12年10月6日以前に原制政務当 を利用し、約定とおり返済している場合、必要に応じて信道猶予 を実施します。 (内容) 1年以内の原道猶予及び1年以内の資力期隔減長	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金をお貸しします。 (権付限医額) 一般 5,000万円 組合等 6,000万円 (賃 通 期 箇) 7年(抵置1年) (担保保証人) 金融機関が定める (未 塡 利 率) 保証無2,43% 保証付2,05%	股債の更新・修備等(します。 (貸付限條額) 経費の (償 選 問 間) 12年 (相保保証人) 金融條 (朱 順 利 單) 保証無 (國用保証料) 0.8%	は策員20名以下の企業を対象に次の融資を行います。 区分 - 配小 ロ 特別 小 対象 電 深度208(電野サービス10名)以下 定算208(電野サービス 前が展覧 1,500万円 1,000万円 復進閲覧 設備7年(援置1年) 運転5年(援置6 末援利率 1,82%	は業員20名以下の同和地区中小企業を対象に次の勘貨を行います 区分 - 総 小 ロ 特 別 小 ロ 対象 者 定義20名 (高家サービス10名)以下 位置長20名 (南家サービス5名)以下 別情等重 1,500万円 1,500万円 1,000万円 1,000万円 通路6月)
	全業を支援するための特別資金 5.000万円以内 (特認1億円) 2.000万円以内 (特認5千万円) 10年 (編置2年) 保証第0.64%、保証付0.54% 当初6年間は無利子 0.4% 当初6年間は0%	4首を受けた場 らとします。	6年間、信用	2属が年成12 3返済している 週勤予及び13	(仕入れに要する経) 一般 5,000万円 7年(振順1年) 全離機関が定める 保証第2,43% 所	2/3以内で (城間2年) 関が定める 2.70%	名以下の企業を対象に次の - 酸 小 ロ - 酸 小 ロ 1,500万円 設備7年(維置1年)	5以下の同和地区中小企業を を実現20名 産業サース10名以下 1,500万円 設備7年(援票1年)
	の特別資金 (2011年円) (2011年円) (2011年円) (2011年円) (2011年円) (2011年円)		保証料をの	年10月6日」 は場合、必要 年以内の責付	B機に対して、 引 組合等 保証付2.05%	5,000万円 5,000万円 保証付2.31%	次の融資を行 は下 位置員20名 1.82% 0.6 %	有各对象に次の 特 (下 位置第20名)
	格お園して来る。	融資が行われた日から6	信用保証料を0%とします。	以前に最初級階道において金道道子	、運転資金各約 6,000万円 %	設備資金をお買し 特認あり 特認あり %	機資を行います。 特別か口 は単別の8.00mm 1,000万円 1,000万円 運転5年(援酬6月) 2%	対象に次の融資を行います。 特別かロ 位置第20名(開業サービス名的以下 1,000万円 運転5年(掲載6月)
	経営液過課 0857-26-7249 商工団体	経営流過牒 0857-26-7249		経営流通牒 0857-26-7249 商工団体	整臂消過購 0857-26-7249 商工団体	経営活通牒 0857-26-7249 市町村 (卸小売サ - ビス菓のみ)、 商工団体	経営流過度 0857-26-7249 市町村、橋工団体	経営派通牒 0857-26-7249 部落解放同盟馬 取県連合会 0857-22-2361



鳥取県では被災者の皆さんの一日も早い生活の再建と安定に 向けて、いろいろな制度や相談窓口を設けています。

貸付金について

被災されたかたの生活や事業(商工関 係、農林水産業関係)、住宅などに対す るいろいろな貸付制度があります。こ れらの貸付金に関する相談を次のとこ ろで受け付けています。

業務内容: 各種貸付金制度の紹介各貸付金の相談先、申込先の紹介

鳥取県西部地震被災者等 貸付金制度相談窓口

●鳥取県経営流通課内(鳥取市東町1-220鳥取県庁) ☎0857-26-7249

●鳥取県西部県民局商工労働課内

境港市地震災害総合相談窓口内

(境港市上道町3000境港市役所) ☎0859-47-1069

●西伯町商工会内(西伯郡西伯町法勝寺371-1)
☎0859-66-2035

●日野町商工会内 (日野郡日野町根雨341-2) ☎0859-72-0249

県税の減免等について

■減免被害を受けられたかたは、不動産取得税と個人事業税が次のとおり減免されます。 ○不動産取得税

要 件 減免額される額 減免額される額 災害により失われたり、損かいした不動産に代わる不動 産 (代替不動産)を被災後5年以内に、取得した場合 日、被災不動産の被災部分の面積 B、被災不動産の被災部分の面積 取得した不動産が、取得の直後に災害により失われた A×B×税率=減免額

A:被災不動産の1㎡当たりの価格 B:被災不動産の被災部分の面積 注)代替不動産.被災不動産の1m価格とは全国的に統一した基準で評価した価格(購入価格や 建築工事費とは異なります。)を延床面積で除した価格です。

○個人事業税

●県税の申告書等の提出期限の延長

被害を受けられた県税の納税者または特別徴収義務者は申請に基づき、申告などに関す る書類の提出、納付または納入の期限が延長されます。(災害が終わってから2か月)

●徴収の猶予 県税の納税者または特別徴収養務者がその財産に災害を受け、県に微収金を一時に納 (納入)することができないと認められるときは、申請にもとづき徴収が猶予されます。

圖台世元 鳥取県西部県税事務所(※子市概町1−160) ☎0859-31-9621 鳥取県庁税務課(鳥取市東町1-220) ☎0857-26-7053

住宅が全壊した世帯に支援金が支給されます

○支給対象

鳥取県内に居住する住宅が全壊した世帯

(半壊で解体となった住宅も含む)

○対象となる経費

・生活に必要な物品の購入費または修理費、移転費(最高70万円) ・世帯の状況に応じた物品(ベビーベッド、学習机など)の購入費または修理費、交通費、礼金、医療費など(最高30万円)

世帯収入額合計	世帯主の年齢等	支給队	夏 度 額
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	年齢は問いません	100万円	75万円
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円

○由 請 窓 □ 市町村役場

○必要な書類 支援金支給申請書、住民票または外国人登録済証明 書、り災証明書(写しでも可)、所得証明書、預金通帳 の写しなど

問合せ先

市町村役場

鳥取県庁防災危機管理室 ☎0857-26-7873

高等学校授業料が減免されます

●減免が受けられる場合

MMDU/XXI ンイトを場合 島取県西部地震により資産が著しく損なわれ、授業料の支払 いが困難である場合であると認められるときは高等学校生 徒の授業料が減免されます。ただし、次のいずれかに該当す る場合は対象となりません。

・生徒の屋する世帯の所得が一定の基準を F回る場合 日本育英会、その他の奨学金の貸与または給付を受けている場合

●減免の種類

全額免除:家屋が全壊または半壊した場合 半額免除:上記以外の場合(一部破損など)

●必要な書類:減免申請書、り災証明書(写しでも可)、 所得課税証明書(世帯全員)

申込・問合せ先 各高等学校

県では、このほかにも健康や住宅に関する相談窓口なども設置しています。気軽に利用してください。

被害状況、被災者の皆さんへの支援制度やいろい ろなお知らせを県のインタ ーネットホームページ 「とりネット」に掲載しています。 URL http://www1.pref.tottori.jp/





平成12年(2000年) 10月18日 日本海新聞

「鳥取県西部地震」により被災された かたへの生活再建支援

鳥取県西部地震により被災されたかたがたに対し 県では、次のような相談窓口を設置しましたので、気 軽にご相談ください。

●生活・福祉・医療関係(災害援護資金、住居の新築・改築のための資金など) 県庁福祉保健課(☎0857-26-7144)、県庁環境政策課(☎0857-26-7184) 県庁住宅課(🕿 0857-26-7408)※住宅金融などの貸付手続きは最寄りの金融機関へ

●商工業・サービス業関係 (中小企業等の運転資金・設備資金など) 県庁経営流通課(700857-26-7249)、県西部県民局(700859-31-9636) 米子市災害対策相談窓口(700859-23-3099)

境港市地震災害総合相談窓口 (20859-47-1069) 西伯町商工会 (20859-66-2035)、日野町商工会 (20859-72-0249)

●農林水産業関係(被害農業者、林業者、漁業者等に対する各種貸付資金など) 県庁農政課(20857-26-7256)、県米子地方農林振興局(20859-31-9641) 県日野地方農林振興局(☎C859-72-2002)、

県境港水産事務所(🖀 0859-42-3167) ●県税関係(不動産取得税及び個人事業税の減免など)

県庁税務課(20857-26-7053)、県西部県税事務所(20859-31-9621)

※または、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合せください。

37113 C 「2001年版県民手帳」予約受付中/

使いやすいポケットサイズの日記式手帳です。

冊/資料編(県勢、市町村勢一覧、各公共機関·宿泊施設便覧、観光案 内、各市町村の主要年中行事など)、東京都・大阪府地下鉄路線図 格/500円 発売時期/10月下旬

申込・問合せ先 鳥取県統計協会(県庁統計課内)(☎0857-26-7103) 市町村統計主管課

イベント 林業試験場まつり

- **日 時**/10月22日(日)午前10時~午後3時
- 会 場/県林業試験場 (河原町稲常)
- 容/● 展示:試験研究成果、林業機械 ほか
 - 体験: 木工教室、リースづくり、丸太切り ほか実演: 高性能林業機械 ほか

 - ●21世紀の森散策
 - なめこ汁サービス (先着500人) ● その他:郷土芸能、農林水産物の即売
- ※当日は、無料シャトルバスを運行します。 鳥取駅南口発 (9:30, 9:50, 11:30, 12:30)、

鳥取県庁発(9:30.11:30)

問合せ先 県林業試験場 (全 0858-85-2511)

が削らむ 里親制度をご存じですか?

10月は里親月間です

里親制度は家庭の事情により、家庭で養育できない児童を、温か 生 我制度は家庭の事情により、家庭で接首できないが生生、流かい愛情と正しい理解を持った里親の家庭に預けて、その家庭で養育し、児童の健全な育成を図るための制度です。里親の認定は、児童相談所が行った家庭調査をもとに、知事が行います。なお、養子縁組をする「養子里親」についても、気軽にご相談ください。

申込・問合せ先 中央児童相談所(20857-23-103!)

倉吉児童相談所 (20858-23-1141)

米子児童相談所(20859-33-1471)

ぶつりら 10月21日(土)午前10時15分~10時30分(山陰放送) "●きのこパワーの不思議

●21世紀農業の学習拠点~農業大学校~

鳥取県庁●●●課で届きます。●インターネットURL 「とりネット」http://www1.pref.tottori.jp/ 鳥取県庁への郵便物は〒680-8570 「〒680-8570鳥 取 県 庁 広 報 課 【〒0857-26-7021-7754-7755 FAX0857-29-6621】

鳥取県では、被災者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、さまざまな支援を行っています

4

■住宅の再建のために

●住宅の改築や石垣などの補修に対し市町村と協力し復興補助金を交付します

2	☑ 分	対 象 者	補助限度額	申込期限など
住	建設購入	自ら所有し居住されている住宅が 被災されたかたで、り災住宅に代 わる住宅を新築、購入されたり(り 災住宅と同一市町村内に限る)、り 災住宅の週半の増改築を行うかた	300万円	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月 31日までに完成するもの。
宅	補修	自ら居住する住宅の所有者で、被 災した住宅を補修または既存面積 の半分未満の増改築を行うかた (敷地内の給排水・電気ガス工事、 液状化などによる整地工事なども 含む)	150万円	平成13年10月5日 ※ただし、平成14年10月 31日までに完成するもの。
石	垣・擁壁	崩落により、自分の住宅や他人の 住宅などに被害を及ぼしたり、道 路、水路など地域住民の生活に支 障をきたすと認められる石垣や擁 壁を修理したり撤去するかた	150万円	平成13年10月5日 ※ただし、平成14年10月 31日までに完成するもの。

※事業の実施について市町村によって、取り扱いが異なる場合があります。 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

問合世先 各市町村

●住宅金融公庫などから災害復興住宅融資などを受けられたかたに利子を助成します

対 象 者	住宅が被災し、新たな家の建設(同一市町村内)及び住宅や石垣、擁壁など る の補修に要する資金を、住宅金融公庫や民間金融機関などから受けるかた ※ただし、補修の場合は10万円以上のものが対象となります。
利子助成の対象と	
なる貸付限度額	【 │ ○補修の場合 970万円
助成する利子率	融資が行われた日から6年間、最高2.1%の利子を助成します。
申込期間	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月31日までに完成するもの
その他	
	しいことは、融資を受けられる金融機関などにお問い合わせください。

●住宅金融公庫や民間金融機関などから、住宅の建設(同一市町村内)や補修な どに要する資金の融資を受けられたかたに対し、上乗せして融資する制度を設けます。この上乗せ融資は、融資が行われてから6年間は利率が0%になります。

-[区分			\	建設の場合	補修の場合(10万円以上のもの)
	上昇	せ融	資限	度額	400万円	200万円
-	償	還	期	間	20年以内(据置期間なし)	10年以内(据置期間なし)
Ì	利			率	年2.1%(融資が行われてか	ら6年間は0%)
ĺ	申	込	期	限	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10日21	ロまでに完成するもの

L ※申込方法など詳しいことは、お問い合わせください

問合せ先 県庁住宅課(☎0857-26-7399)

■住宅を借りられるかたのために

●被災されたかたが、民間賃貸住宅に入居された場合、市町村と協力して家賃を

助成限度額 1か月当たりの家賃が6万円以上の場合: 3万円 1か月当たりの家賃が6万円未満の場合:家賃の2分の1の額 助成期間 契約の日から1年間(ただし、最長平成13年12月31日まで)

※事業の実施について市町村によって取り扱いが異なる場合があります。 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。 問合せ先 各市町村

●被災されたかたが県営住宅に入居された場合は、1年間家賃

歴史されにかたが県西住宅に人店されに場合は、1年間家賃 を全額免除します。 被災されたかたが、県営住宅に入居される場合は、所得要件など入 居資格に関係なく人居できます。平成13年9月まで家賃を全額免除し、 敷金についても平成13年9月まで家賃を全額免除し、 ※ただし、当初募集した43戸は既に演索となりましたので、今後、空室が発生した場合に申込を受け付けます

問合せ先 県米子土木事務所建築住宅課(☎0859-31-9751)

心身の健康のために

●「震災・心の健康ホットライン」を開設しています。

被災地の作民のかたの心身のストレスや精神的不安などに関する お受けする専用電話を設置しています。 気軽に相談してください。

設置期間:平成13年 3月31日まに 相談時間:午前8時30分〜午後5時まで 相談窓口:○西部健康福祉センター(米子保健所) ☎0859-31-2220- ┌畑崎ボ・桐雨支所)

○西部健康福祉センター(米子保健所・根雨支所) ☎0859-72-2220

■修繕工事などを契約されるかたへ

●修繕工事などの契約は慎重に

地震発生以降、県消費生活センターに修繕工事などの契約に関する相談が多数奇せられています。 契約する前に、もう一度次のことに注意して慎重に契約しましょう。

◆工事方法、金額などの説明を十分に受けましょう。 高額の場合は複数の業者の見積りを比較することも必要です。

・契約書は必ず出り来ることがよう。 ◆契約書は必ず受け取りましょう。 ◆訪問販売では、契約書を受け取った日から8日以内であれば契約の解除(クーリング・オフ)ができます。解除したいときは、書面で行うなど適切に対応しましょう。

※次の場合はクーリング・オフができない場合もあります ①墓石・灯ろうの修理など法律の対象外の商品など ②契約の意思を示して業者を訪問させたとき

このほかにも、契約や商品などについて困ったり、疑問に思われることなどがありましたら、 気軽にご相談ください 問合せ先 県立消費生活センター(☎0859-34-2648)

一鳥取県-

平成12年(2000年) 12月6日 日本海新聞

